

姫路市立四郷学院校舎改修等工事基本計画策定支援業務委託

令和8年3月
姫路市教育委員会

第1章 基本方針	
1.事業概要及び基本計画の位置づけ	2
2.児童・生徒数の推移	2
3.施設整備基本方針	3
第2章 固有条件の整理	
1.敷地条件	4
【敷地概要】	4
【付近見取図】	4
2.現況整理	5
【現況施設概要】	5
【外部廻り現況写真】	6
【既存校舎平面図】	7
第3章 設計と条件の整理	
1.要求諸室一覧表	8
第4章 施設配置計画案の比較	
1.配置計画及び総合比較表	14
2.平面計画	15
第5章 基本設計図書	
1.配置イメージ兼1階平面イメージ	16
2.2階平面イメージ、3階平面イメージ	17
3.4階平面イメージ、R階平面イメージ、面積表	18
4.立面イメージ、断面イメージ	19
5.工事ステップ図(参考)	20
6.工事工程表(参考)	25
第6章 構造計画	
1.基本方針	26
2.建物概要	26
3.既存校舎の補強計画	26
第7章 設備計画	
1.基本方針	27
2.電気設備計画	27
3.機械設備計画	28
4.昇降機設備	28
5.既存棟の電気設備・機械設備計画	28
第8章 透視図	
1.透視図	30
鳥瞰イメージ	30
第9章 基本設計への整理	
1.法規	31

第1章 基本方針

1. 事業概要及び基本計画の位置づけ

姫路市立四郷学院は JR 御着駅の南西約 2 キロメートルに位置し、約 430 名の児童・生徒が通う義務教育学校である。現在、前期課程と後期課程の校舎が 200 メートル以上離れており、義務教育学校の長所が十分に発揮できていない状況にある。

近年の児童数の減少等により、前期課程の校舎には余裕教室が多数あるため、校舎の改修及び増築によって、施設一体型の義務教育学校へ移行することが可能である。

本業務は、施設一体型への移行に必要な改修・増築工事の基本計画(以下、「基本計画」という)の策定に必要な学校の規模や求められる機能など、学校建設に関する基本的な考え方や方針を整理し、今後の設計に反映するためのものである。

2. 児童・生徒数の推移

四郷学院における、R7 年度現在および今後の児童数クラス数の推移（見込み）は、以下のとおりである。

	2025 年	2030 年	2035 年	2040 年	2045 年	2050 年
全児童数 (前期課程)	257 人	214 人	230 人	232 人	228 人	217 人
クラス数 (前期課程)	11+3 (特支)	12+5 (特支)	12± α (特支)	12± α (特支)	12± α (特支)	12± α (特支)
全生徒数 (後期課程)	155 人	126 人	113 人	115 人	116 人	113 人
クラス数 (後期課程)	5+2 (特支)	6+2 (特支)	6+2 (特支)	6± α (特支)	6± α (特支)	6± α (特支)
合計	412 人	340 人	343 人	347 人	344 人	330 人

※2025 年及び 2030 年は、2024 年の児童生徒数に住民基本台帳(R6. 4. 1)の未就学児の人数を加味し推計。2035 年～2050 年は、デジタル戦略室「校区别 5 歳階級別将来推計人口」を基に、按分により算出。

3. 施設整備基本方針

(1) 安全・安心で、快適な学校生活環境づくり

- ・児童・生徒または職員が長時間過ごす生活の場として、温かみのある居心地の良い空間とする。
- ・日照や通風などの自然環境を活かし、健康で快適な室内空間を実現する。
- ・児童・生徒の心身の健康を確保するため、保健室は立ち寄りやすい場所に配置し、安心して利用しやすい環境をつくる。
- ・すべての児童・生徒が生活しやすいよう、ユニバーサルデザインに配慮し、スロープや手すりの設置、段差の解消、多目的トイレの設置など、バリアフリー施設を整備する。
- ・災害に強く、児童・生徒等の命を守る安全、安心な施設とする。

(2) 多様な学習に対応できる学校づくり

- ・学習段階に応じて児童・生徒が集中して学習に取り組むことができる施設配置とし、少人数学習や教科横断的な学び等多様な学びの形態に対応できる施設とする。
- ・児童・生徒数の増加等の環境の変化に応じた施設配置が可能な計画とする。

(3) さまざまな交流を生み出す施設

- ・児童・生徒のリーダーシップや自己肯定感、コミュニケーション力などを育むことを目的として、前期・後期課程の交流等に配慮した施設とする。
- ・児童・生徒と職員が交流しやすい環境づくりを進める。

(4) 地域に根ざした学校づくり

- ・学校と地域が一体となって児童・生徒を育む環境づくりが進められるよう、親しみやすい施設づくりを進める。

(5) 防災に配慮した学校づくり

- ・児童・生徒や教職員、また地域住民の命を守る施設として、耐震性など防災機能を確保する。
- ・避難所としての利用等を想定し、地域の人でも利用しやすく、避難しやすい施設とする。また、地域住民が数日生活するための防災倉庫の整備を進める。

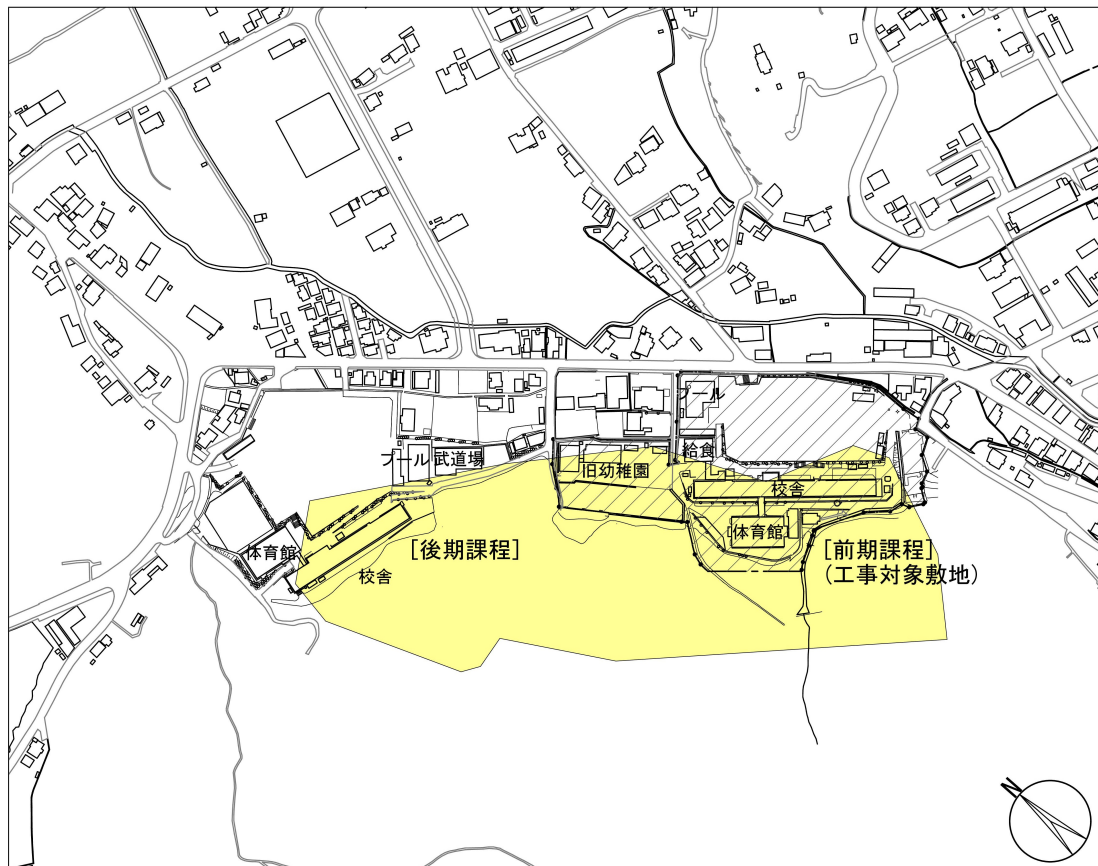
第2章 固有条件の整理

1. 敷地条件

【敷地概要】

- ・敷地の位置：姫路市四郷町坂元227番地
- ・敷地面積：約36,500㎡(前期19,385㎡・後期17,194㎡)
- ・用途地域：第二種中高層住宅専用地域
- ・建蔽率：60%
- ・容積率：200%
- ・日影規制：4時間、2.5時間規制 測定面の高さ4m
- ・防火地域：建築基準法第22条指定区域
- ・地区計画：－
- ・その他：

【付近見取図】



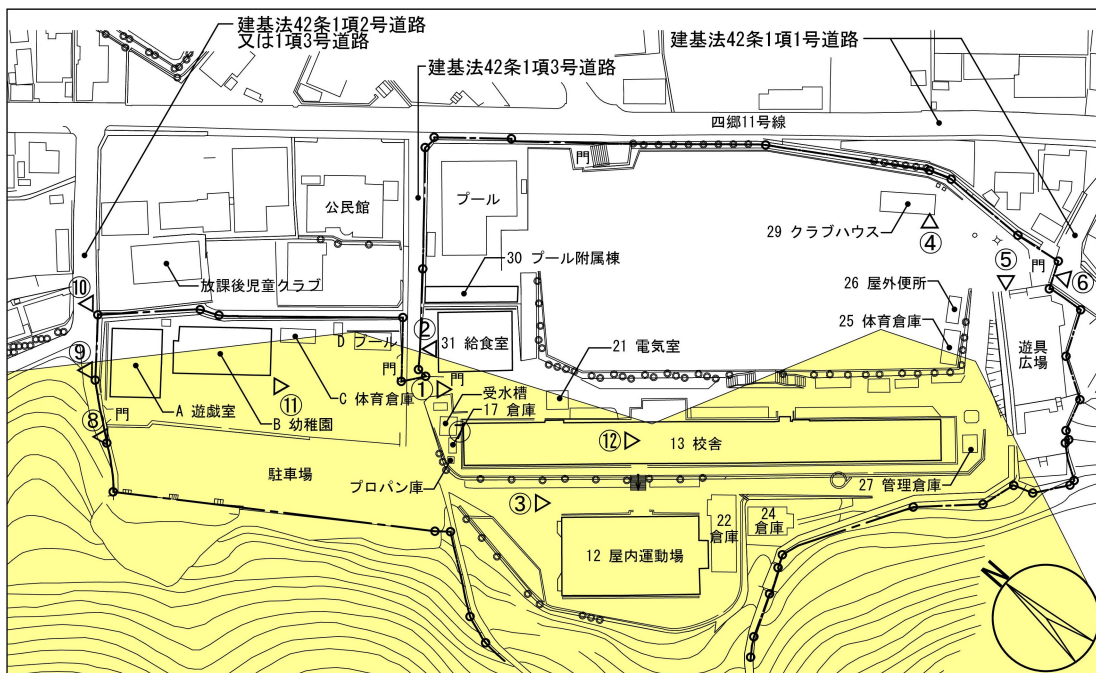
凡例 ：土砂災害警戒区域(イエローゾーン)を示す
 付近見取図 S=1/4000

2. 現況整理

【現況施設概要】

①現況建物の概要

建物	棟番号	構造	階数	延床面積 (㎡)	建築年	経過 年数	備考
屋内運動場	12	S造	2	773	1971	54	
校舎	13	RC造	4	5044	1971-1978	54	
倉庫	17	RC造	1	7	1974	51	
電気室	21	RC造	1	20	1975	50	
倉庫	22	S造	1	125	1973	52	
倉庫	24	RC造	1	73	1977	48	
体育倉庫	25	RC造	1	38	1978	47	
屋外便所	26	RC造	1	27	1978	47	
管理倉庫	27	RC造	1	21	1979	46	
クラブハウス	29	RC造	2	103	1980	45	
プール付属棟	30	S造	1	95	1996	29	
給食室	31	S造	1	295	1998	27	
遊戯室	A	S造	1	234	1979	46	
幼稚園	B	RC造	2	388	1981	44	
体育倉庫	C	RC造	1	35	1981	44	
プール	D		1	9	1991	34	



凡例 : 土砂災害警戒区域(イエローゾーン)を示す
現況配置図 S=1/2000

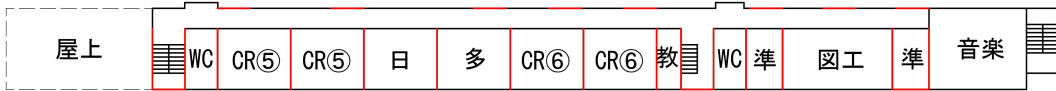
【外部廻り現況写真】

		
<p>① 正門まわり</p>	<p>② 引込柱</p>	<p>③ 既存校舎と屋内運動場</p>
		
<p>④ クラブハウス</p>	<p>⑤ 遊具広場</p>	<p>⑥ 東門</p>
		
<p>⑦ 受水槽</p>	<p>⑧ 幼稚園西門</p>	<p>⑨ 駐車場西側</p>
		
<p>⑩ 幼稚園遊戯室</p>	<p>⑪ 幼稚園</p>	<p>⑫ 既存校舎屋上</p>

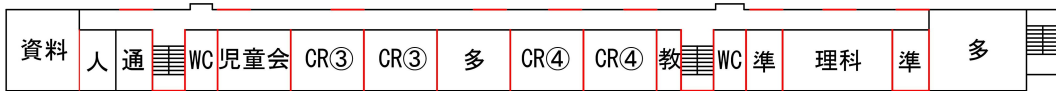
【既存校舎平面図】



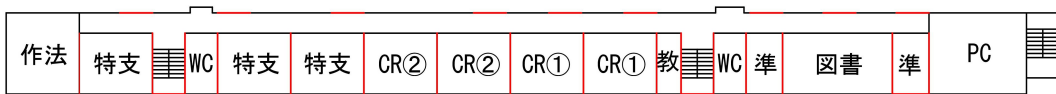
【現況】R階平面図



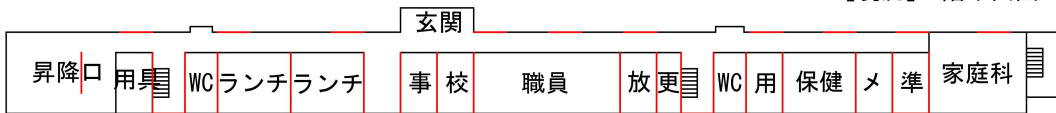
【現況】4階平面図



【現況】3階平面図



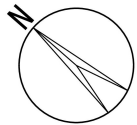
【現況】2階平面図



【現況】1階平面図

凡例

— : 既存耐力壁を示す



現況平面図 S=1/1000

第3章 設計と条件の整理

1. 要求諸室一覧表

整備する諸室に関する基本的な考え方を次のとおり示す。

室名	配慮事項	面積規模(目安)
普通教室・特別支援教室		
普通教室 (前期課程) (後期課程)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 南面採光、黒板の位置は西側を基本とする。 ・ 日照、通風等の良好な環境条件に配慮する。 ・ 学年単位の活動等を考慮し、同一学年の普通教室を同一階・同一区画とするよう配慮する。 ・ 学年の区切りや学年ごとの空間的まとまりを崩すことなく容易に学級数の増減に対応できるよう工夫する。 ・ 避難及び室の管理運用を考慮し、廊下側に2以上の出入口を設ける。 	67.5 m ² (7.5m×9m) 計 18 室
特別支援教室 (前期課程) (後期課程)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 南面採光、黒板の位置は西側を基本とする。 ・ 学年の区切りや学年ごとの空間的まとまりを崩すことなく容易に学級数の増減に対応できるよう工夫する。 ・ 日照、通風等の良好な環境条件に配慮する。 ・ 前期課程・後期課程の室をできる限り近い区画で配置する。 ・ 車いすの児童・生徒等が利用できるホワイトボード、手洗い等を設ける。 ・ 児童・生徒の特性に応じ、十分な安全を確保するよう工夫する。 ・ 外部からの刺激等による心理的影響を考慮し、落ち着いて学びやすい環境とする。 ・ 普通教室との位置関係、職員室及び保健室との位置関係、トイレ等との位置関係に配慮した配置とする。 ・ 支援が必要な児童・生徒の増加や多様化に対応できるように、十分な空間を確保し、容易に教室を分割することができるように計画する。 	67.5 m ² (7.5m×9m) 前期課程：4 室 後期課程：2 室 計 6 室
通級教室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日照、通風等の良好な環境条件に配慮する。 ・ 外部からの刺激等による心理的影響を考慮し、落ち着いて学びやすい環境に配慮する。 	33.8 m ² (7.5m×4.5m) 前期課程：1 室 後期課程：1 室 2 室
教具庫	<ul style="list-style-type: none"> ・ 状況により児童・生徒のカムダウンスペース等として利用できることが望ましい。 	適宜

特別教室		
理科室・準備室 (前期課程) (後期課程)	<ul style="list-style-type: none"> 授業内容に応じた昇降式実験用机及び必要となる各種設備を適切に配置できる形状とする。 観察、実験等に用いる器具、材料、教材等を収納するための準備室を確保し、薬品を安全に収納し管理することのできる保管庫を設ける。 流し、水栓を設置する。 準備室は 33.75 m²を基準とする。原則、前期後期各 1 室ずつ設けるが、理科室が隣接する場合は準備室を共用してもよい。 	<p>135 m²程度 (準備室含む)</p> <p>前期課程：1 室 後期課程：1 室 計 2 室</p>
音楽教室・準備室 (前期課程) (後期課程)	<ul style="list-style-type: none"> 楽器等を収納するための楽器庫(準備室)を確保する。 普通教室、特別支援教室等とは隣接させないことが望ましい。 準備室は 33.75 m²を基準とする。原則、前期後期各 1 室ずつ設けるが、音楽室が隣接する場合は準備室を共用してもよい。 	<p>135 m²程度 (準備室含む)</p> <p>前期課程：1 室 後期課程：1 室 計 2 室</p>
美術室 図画工作教室・準備室 (前・後期課程共用)	<ul style="list-style-type: none"> 収納、保管等のための窓下家具等を設置する。 多様な表現活動に対応でき、作品の保存が可能な広さとする。 流し、水栓を設置する。 準備室は 67.5 m²を基準とする。 	<p>169 m²程度 (準備室含む)</p> <p>1 室</p>
調理教室・準備室 (前・後期課程共用)	<ul style="list-style-type: none"> 可能な限り被服教室・準備室と隣接させる。 授業内容に応じた昇降式調理台を適切に配置できる形状とする。 流し、水栓を設置する。 包丁等の調理用具を安全に保管できるよう計画する。 教材等の準備、材料や用具、機器等の収納のための準備室を教室に隣接して計画する。 準備室は 33.75 m²を基準とする。 	<p>135 m²程度 (準備室含む)</p> <p>1 室</p>
被服教室・準備室 (前・後期課程共用)	<ul style="list-style-type: none"> 授業内容に応じた機器、家具を適切に配置できる形状とする。 可能な限り調理教室・準備室と隣接させる。 準備室は 33.75 m²を基準とする。 	<p>135 m²程度 (準備室含む)</p> <p>1 室</p>
技術室・準備室 (後期課程)	<ul style="list-style-type: none"> 授業内容に応じた機器、家具を適切に配置できる形状とする。 各種工作機械、工具等を利用するスペースは十分な動作空間を確保する。 流し、水栓を設置する。 準備室は 33.75 m²を基準とする。 	<p>169 m²程度 (準備室含む)</p> <p>1 室</p>

<p>図書室 (前期課程) (後期課程)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 必要な蔵書数を収納し、多様な学習活動に対応できる形状とする。 1学級相当以上の机及び椅子を配置し、かつ、児童・生徒数等に応じた図書室用の家具等を利用しやすいよう配列することのできる面積、形状等とする。 学校司書、図書委員等が、図書室の運営、図書その他の資料の分類、整理その他の作業等を行うための空間を確保する。 	<p>135 m²程度 (準備室含む) 前期課程：1室 後期課程：1室 計2室</p>
<p>メンタルルーム (前期課程) (後期課程)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 多様な学習活動に対応できる形状とする。 児童・生徒の支援のための部屋として児童・生徒が落ち着いて時間を過ごすために、他の学習空間から独立した場所となるように配置する。 	<p>33.8 m²程度 前期課程：1室 後期課程：1室 計2室</p>
<p>カウンセリングルーム (前・後期課程共用)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 専門の相談担当者が業務に従事し、児童・生徒等の相談に応じる場として計画する。 できるだけ学校内で他の学習空間から独立した場所となるように配置する。 利用する児童・生徒の保護者が直接出入りできる通用口が近接していることが望ましい。 	<p>33.8 m²程度 1室</p>
<p>多目的室</p>	<ul style="list-style-type: none"> 少人数教室、日本語指導教室としての利用を想定し、できるだけ各普通教室からアクセスしやすい位置に設ける。 授業内容に応じた機器、家具を適切に配置できる形状とする。 避難及び室の管理運用を考慮し、廊下側に2以上の出入口を設ける。 	<p>67.5 m²程度 計6室</p>
管理諸室		
<p>校長室</p>	<ul style="list-style-type: none"> 職員室、事務室との連携に配慮する。 各種資料等を保管するための窓下家具を設置する。 	<p>33.8 m²程度 1室</p>
<p>職員室</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各教室からアクセスしやすい位置に設ける。 他の管理諸室との連携に配慮する。 教職員の増員を考慮したうえで、事務処理のための机、椅子等の家具を適切に配置し、書棚、掲示板等を十分に設置できるようにする。 	<p>170 m²程度 1室</p>
<p>職員更衣室</p>	<ul style="list-style-type: none"> 目隠しカーテンを設置する。 	<p>33.8 m²程度 計2室</p>
<p>事務室</p>	<ul style="list-style-type: none"> 職員室、校長室との連絡のよい位置に計画する。 事務処理のための机、椅子、書棚、ロッカー等の家具、各種事務機器等を適切に配置できる形状とする。 	<p>33.8 m²程度 1室</p>
<p>放送室・印刷室</p>	<ul style="list-style-type: none"> 職員室、校長室との連絡のよい位置に計画する。 教職員だけでなく児童・生徒も利用することを想定して計画する。 	<p>33.8 m²程度 1室</p>

<p>用務員室</p>	<ul style="list-style-type: none"> 着替え、休憩等を行うことのできるスペースを設ける。 用務員のほか、教職員や児童・生徒が利用できる位置にシャワー室を設ける。 	<p>33.8 m²程度 1室</p>
<p>保健室 (前期課程) (後期課程)</p>	<ul style="list-style-type: none"> グラウンドへの見通しと直接動線を確保するため、原則1階に配置する。 廊下およびグラウンドに対して、十分な間口を確保する。 流し、水栓を設置する。 ベッドを適切に区画することのできる形状とする。 児童・生徒が屋外から直接出入りできる専用の出入口を設け、その近傍に手洗い、足洗い等の設備を設置する。 保健室に近接した位置に多目的トイレ（車いす対応）やシャワー等の設備を計画する。 特別支援教室等との連絡に配慮する。 	<p>67.5 m²程度 計1室</p>
<p>共用部</p>		
<p>昇降口 (前期課程) (後期課程)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 登下校時の利用人数に対し、十分な規模の昇降口を計画する。 防犯計画や通学路の設定と合わせて計画し、安全性と利便性を確保する。 車椅子を利用した移動に支障のない適切な面積、形状等とし、障害のある児童・生徒、教職員及び学校開放時の高齢者、障害者等の利用に支障のないようにする。 床の段差を設けないよう計画する。 	<p>170 m²程度</p>
<p>職員・来客玄関</p>	<ul style="list-style-type: none"> 昇降口とは別に、来客・職員用の玄関を設ける。 床の段差を設けないよう計画する。 	<p>30 m²程度 1か所</p>
<p>昇降機</p>	<ul style="list-style-type: none"> 乗用11人乗りの大きさとする。 エレベーターは、特別支援教室や職員室、昇降口から利用しやすい位置に設ける。 必要な規模のエレベーターホール等の空間を適切な位置に計画する。その際、階段との位置関係に留意する。 	<p>乗用11人乗り 1基</p>
<p>廊下・階段等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 安全かつ円滑な動線としての機能を確保できるよう規模、配置等を計画する。 日常及び避難時の通行の場として必要な照度を確保し、過度に混雑を生じることのない安全な幅、形状等とする。 児童・生徒が階段の場所や階数等を認識しやすいよう、サインや色彩を工夫する。 	<p>適宜</p>

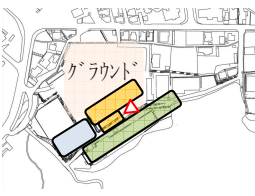
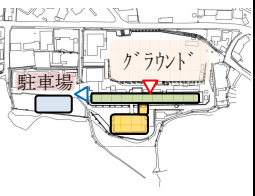
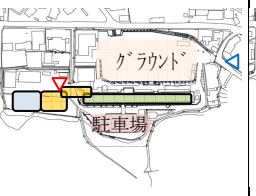
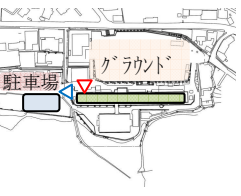
<p>トイレ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教室の配置を考慮し、児童が利用しやすい位置に、男女別に計画する。 ・ できるだけ学年毎に利用できるよう計画する。 ・ 教職員用のトイレは、児童・生徒用とは別に、適切な位置に計画する。 ・ 原則特別教室用のトイレは、学年毎に設けるトイレとは別に、適切な位置に計画する。 ・ 障害のある児童・生徒等の要配慮者の利用を踏まえたトイレを、各棟の各階に1か所以上整備する。 ・ SK及び掃除用具入れを設ける。 ・ 衛生環境改善の観点からも、窓や換気設備を設け換気に留意し、乾式かつ洋式便器及び非接触型の手洗い設備を採用し、清潔で使いやすく明るい雰囲気となるよう計画する。 	<p>適宜</p>
<p>手洗い・流し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手洗い用水栓は非接触型とする。各階に1か所以上は水くみ用の水栓を設ける。 ・ 飲料水用の給水設備については、水質管理等衛生管理に十分配慮する。 	<p>適宜</p>
<p>運動施設</p>		
<p>屋内運動場 (前・後期課程共用)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域との連携を考慮し、児童・生徒と地域との交流や学校開放を実施する際の利用者の動線に留意し、外部から利用しやすいよう計画する。 ・ 避難所としての利用に配慮した計画とする。 ・ 男女別トイレ、多目的トイレ（車いす対応）及び器具庫を設ける。 ・ 各種行事や集会、学習・研究成果発表等において利用するため、必要な規模のステージ、控え室等の空間を確保する。 ・ 利用人数等に応じ、出入口の位置、幅等を適切に計画する。 ・ バスケットボール1面、ミニバスケットボール2面、バレーボール2面、バドミントン3面のコートラインを整備する。 ・ ステージには緞帳、電動スクリーン、手動のバー及び中幕等を設ける。 ・ ステージに上がるための可動階段を設け、ステージ下部には椅子等を台車により収納できるようにする。 ・ 避難所用の物品、資機材を保管するための倉庫（20㎡程度）を設ける。 	<p>アリーナ面積 700㎡程度 ステージ、トイレ、倉庫を設ける</p>

門・囲障	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童の通行量が最大となる通行密度、緊急車両の通行等を勘案し計画する。 ・ 屋内運動場を避難所として利用する際に、道路から物資を搬入できるよう出入口を設ける。 ・ 門扉は原則として境界線より後退させ配置し、開閉方法、形状、重量等を十分検討して安全に開閉できるよう計画する。 ・ 学校の境界に囲障を設け、学校の範囲を明示するとともに、不審者の侵入を防ぐフェンスを設ける。 ・ 囲障は、防犯の面から、周囲からの見通しを妨げるものは避ける。 ・ 正門にはカメラ付きインターフォンを設ける。 	適宜
樹木・花壇	<ul style="list-style-type: none"> ・ 維持管理の方法や植物の成長等、長期的な展望を踏まえた計画とする。 	適宜
受水槽置場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受水槽はSUS製とし、地上に設置する。 ・ ポンプ室を併設またはポンプ室一体型の受水槽を設置する。 ・ フェンス等を設け、景観に配慮するとともに、児童・生徒が進入できないようにする。 	適宜
電気室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存電気室の継続利用を原則とする。 ・ 既存電気室の継続利用が困難な場合は電気室の移設、それも困難な場合はキュービクルの設置で対応する。 	

第4章 施設配置計画案の比較

1. 配置計画及び総合比較表

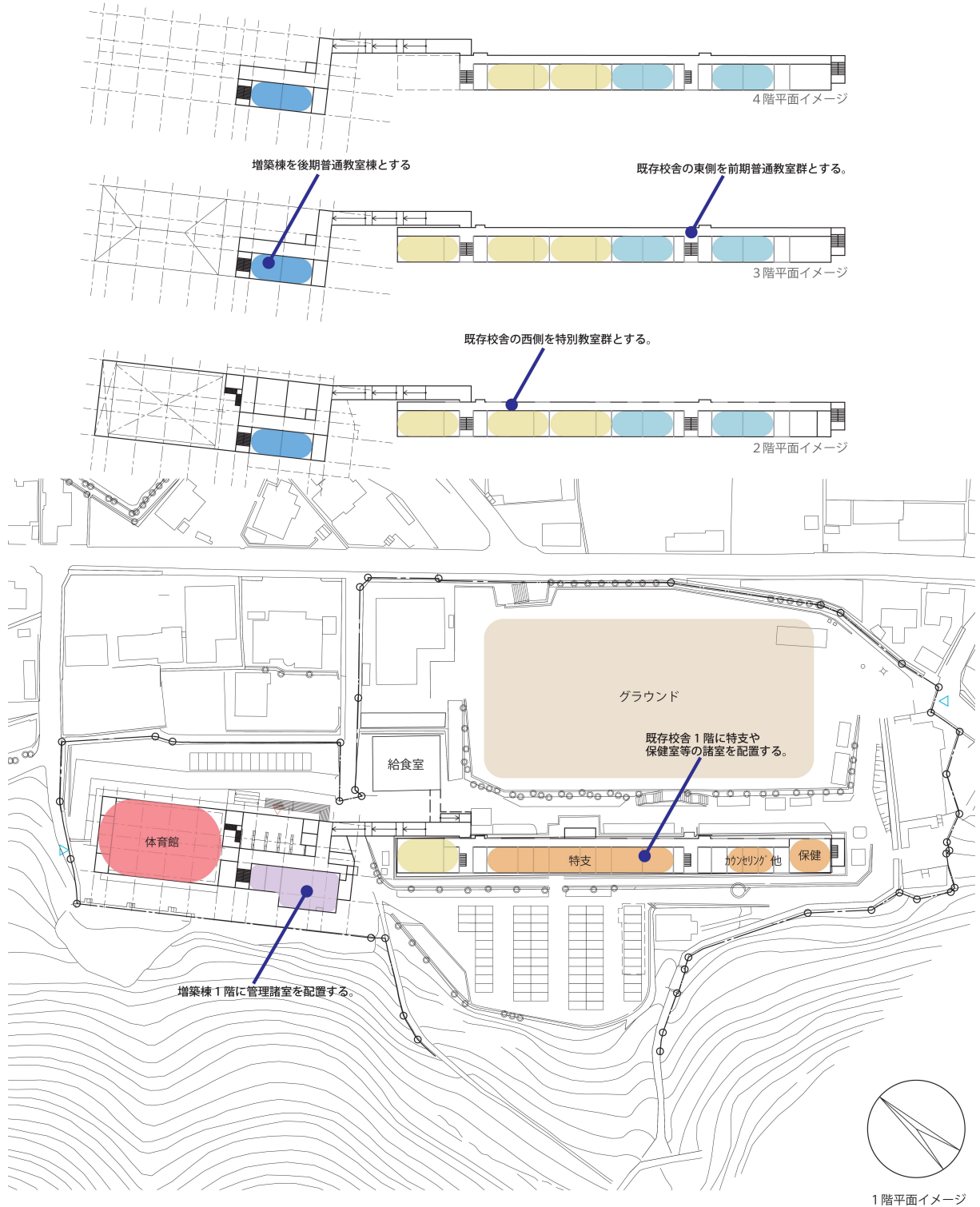
実施方針を踏まえ、敷地内の校舎やグラウンド等の配置を比較検討した結果を下記に示す。姫路市学校施設長寿命化計画に基づき、既存校舎は原則長寿命化改修とする。

	①案 (後期敷地集約案)	②案 (前期敷地集約案)	③案 (前期敷地集約案)	④案 (従来施設運用・ 前期体育館建替案)
概要	後期課程グラウンドに管理・前期課程用の校舎を増築し、一体化を図る。	体育館は建替え、現体育館跡に後期課程・特別教室棟を増築し、一体化を図る。	現校舎西側(旧幼稚園・駐車スペース)に体育館一体型の管理・特別教室棟を建てる。	前期課程体育館を建替え、前期・後期は分離型のままとする。
概略配置図				
凡例	<ul style="list-style-type: none"> : 増築校舎 : 既存校舎 : 体育館等 △ : 児童出入口 △ : 車両出入口 			
施設の まとまり	施設のコンパクト化が図れ、特別教室が前期・後期をつなぐ領域となり、まとまりもあり、移動教室の動線が短い。 ◎	一体型にはできるが、アメーバ状に広がるので、施設のまとまりもなく、移動教室の動線が入り組んでいる。 △	減築等を見越すと施設をコンパクトにでき、まとまりは②案よりある。移動教室の動線が比較的明快である。 ○	前期・後期分離型のままなので、施設のまとまりはない。従来通り、日常的に校長先生の移動が発生する。 ×
給食運用	前期の既存給食室又は、センターから配送する必要がある。 ×	前期課程は既存給食室で調理し、後期課程はセンターから配送する。 ◎	前期課程は既存給食室で調理し、後期課程はセンターから配送する。 ◎	前期課程は既存給食室で調理し、後期課程はセンターから配送する。 ◎
体育館の 大きさ	現後期体育館を使用するので狭く、将来建替えを前提とする。 ×	現体育館よりも大きくとれ、計画する大きさの自由度もある。 ◎	現体育館よりも大きくとれるが、法規上の規制から、計画する大きさの自由度には限界がある。 △	現体育館よりも大きくとれ、計画する大きさの自由度もある。 ◎
グラウンド	できるだけ整形に、広さも最も確保できる。 ◎	従来通り長方形になる。前期と後期合同で運動会ができる広さもない。 ×	従来通り長方形になる。前期と後期合同で運動会ができる広さもない。 ×	従来通り長方形になる。前期と後期合同で運動会ができる広さもない。 ×
工事期間中 の教室環境	解体工事がないため、騒音期間は少ない。増築部分も普通教室に面しておらず、影響は少ない。 ○	教室に面した位置で解体工事もあり、増築があるので、教室環境は長期間悪くなる。 ×	教室に面した位置で解体工事があるので、騒音が発生する。 △	教室に面した位置で解体工事があるので、騒音が発生する。 △
工事期間	短い ○	最も長い ×	長い △	最も短い ◎
維持管理と 将来の 改築事業費	維持管理費は少ないが、体育館と校舎の改築時に費用がかかる。 △	①～③案の中では維持管理費が高く、改築時には仮設校舎が必要。 ○	大部分を改築しているので、維持管理費や将来の改築事業費も少ない。 ◎	統合しない限り、維持管理費は最も高い。 ×
工事費	改修面積は②案より小さいので、工事費を抑えることができる。 ○	改修面積は①案より大きいので、工事費は増える。 △	施設面積が最も多いので工事費は最も高い。 ×	4案のうち最も少ない。 ◎

①案は給食の問題があり、④案は統合方針とは離れるため、評価は良いが除外する。②案は土石流の恐れがある、既存体育館部分に校舎を増築する提案のため、防災上懸念が残る。施設のまとまりや将来性を重視した結果、③案をベースに検討する。

2. 平面計画

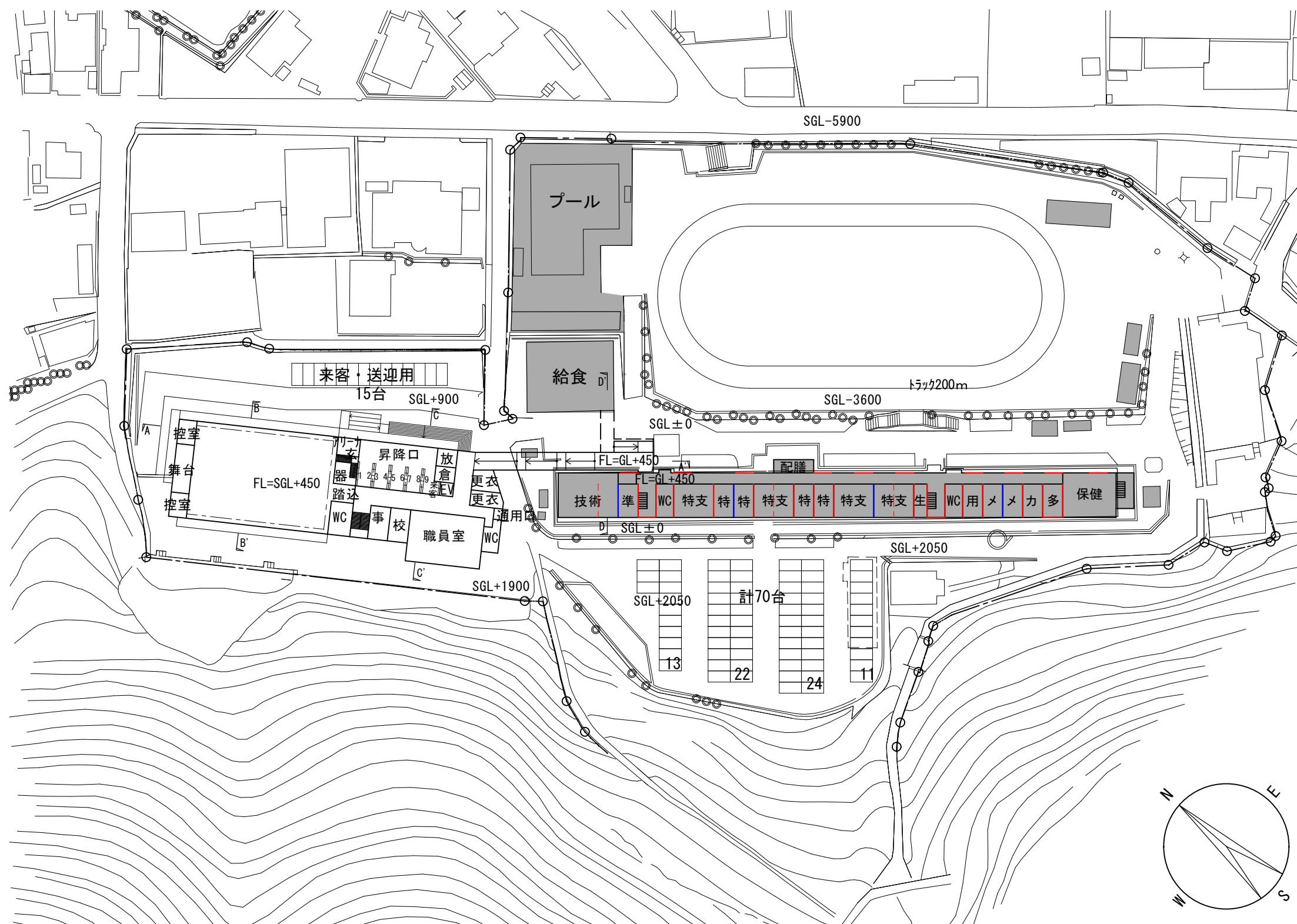
増築棟に管理諸室・後期課程の普通教室を配置する。既存校舎の西側に両課程の特別教室を、東側に前期課程の普通教室を配置する。



凡例

- (light blue) : 前期普通教室他
- (dark blue) : 後期普通教室他
- (yellow) : 特別教室
- (orange) : 特別支援教室・保健室関連
- (purple) : 管理諸室
- (red) : 屋内体育施設
- ▷ (red) : 児童出入口
- ▷ (blue) : 車両出入口

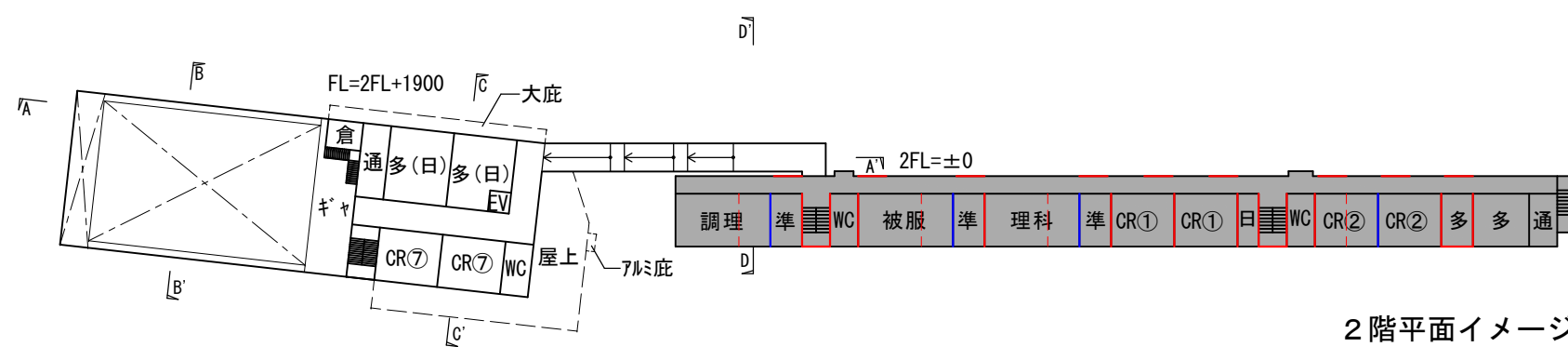
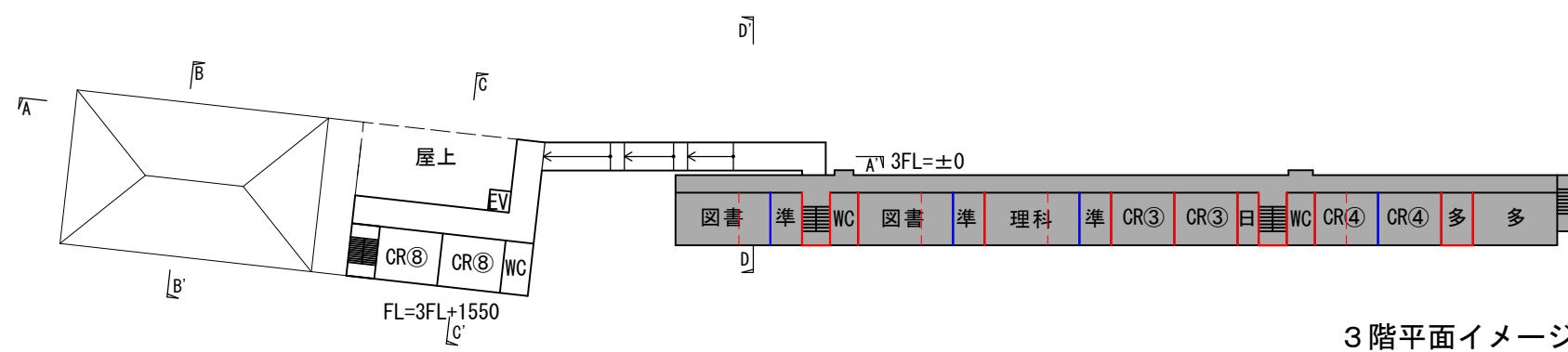
第5章 基本計画図書



- 凡例
- 既存建物示す
 - 耐震壁(既存)
 - - 耐震壁(既存撤去)
 - 耐震壁(新設・代替新設)

※敷地境界線・高低差等は想定

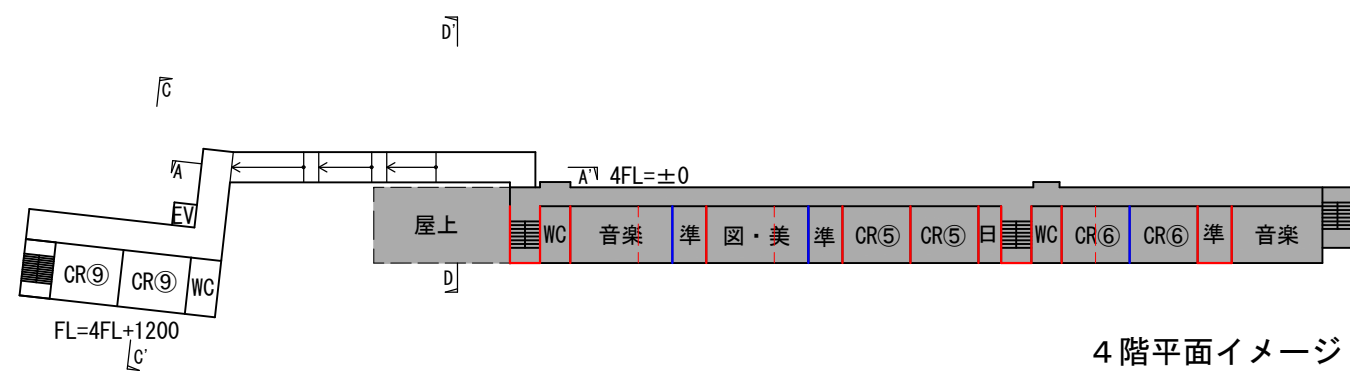
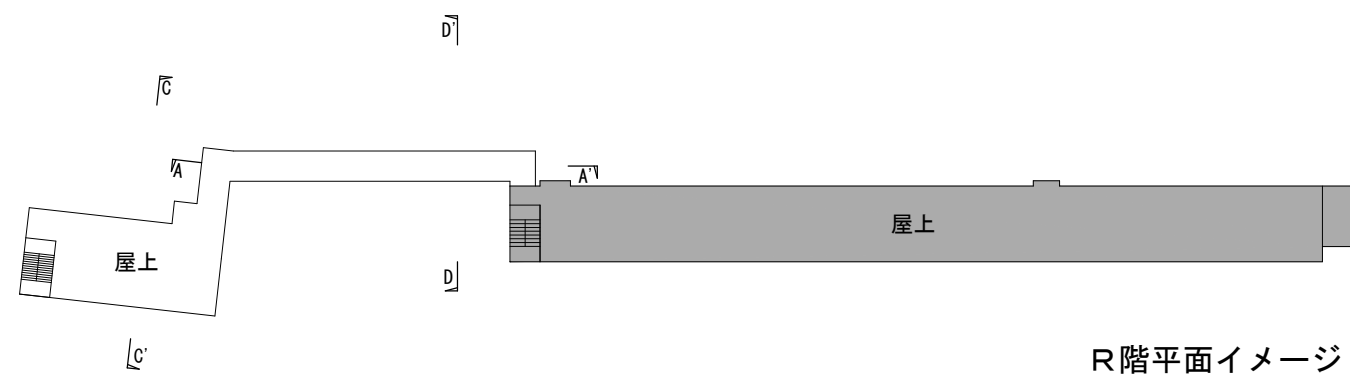
配置図兼1階平面イメージ S=1/1000



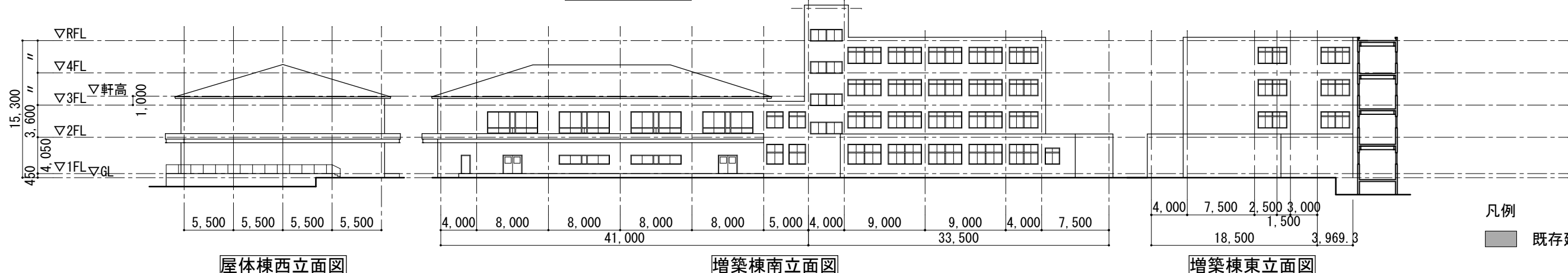
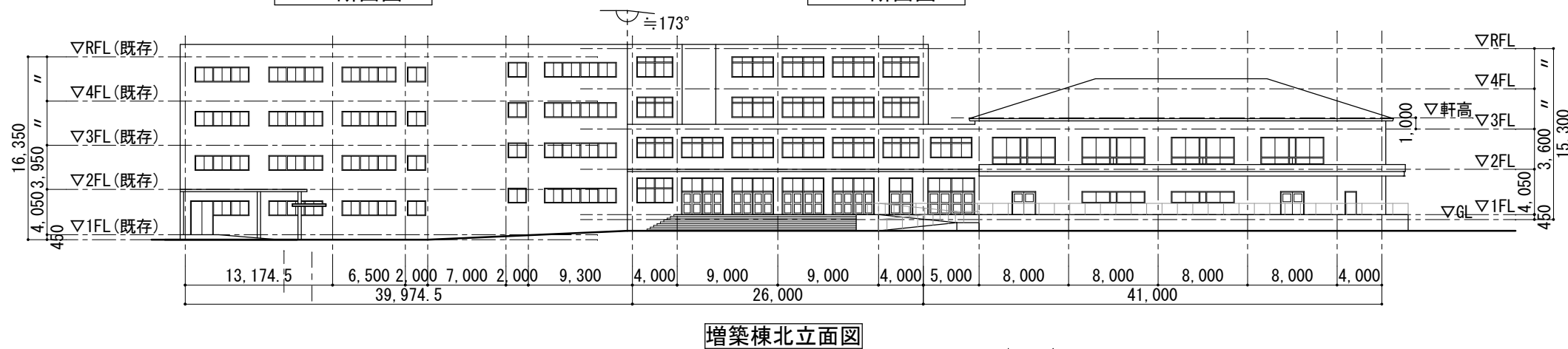
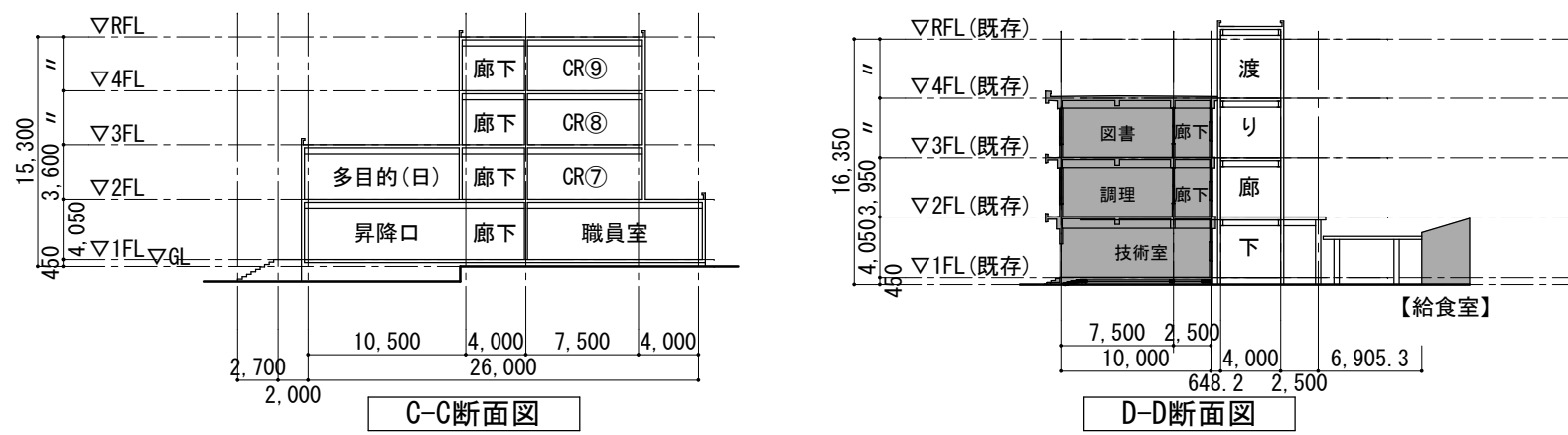
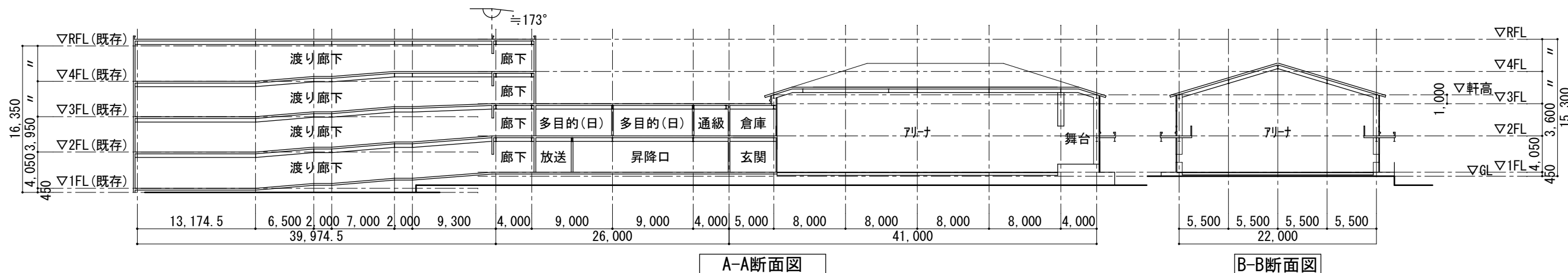
- 凡例
- 既存建物示す
 - 耐震壁(既存)
 - - 耐震壁(既存撤去)
 - 耐震壁(新設・代替新設)

計画面積表(概略) ※基本実施設計にて精査すること。

	建築面積	延べ面積					合計
		1階	2階	3階	4階	R階	
既存校舎棟	1,318.0m ²	1,318.0m ²	1291.0m ²	1291.0m ²	1111.0m ²	-	5,011.0m ²
増築校舎棟	1830.5m ²	1830.5m ²	929.0m ²	514.0m ²	514.0m ²	-	3,787.5m ²
屋外渡り廊下	6.6m ²	6.6m ²	-	-	-	-	6.6m ²
既存付属棟	586.0m ²	586.0m ²	-	-	-	-	586.0m ²



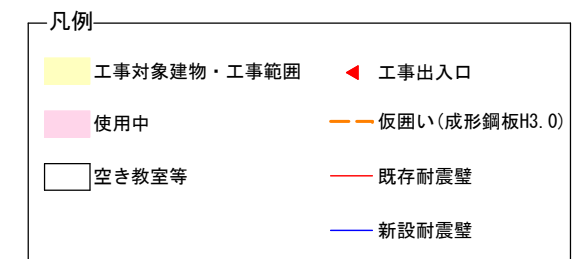
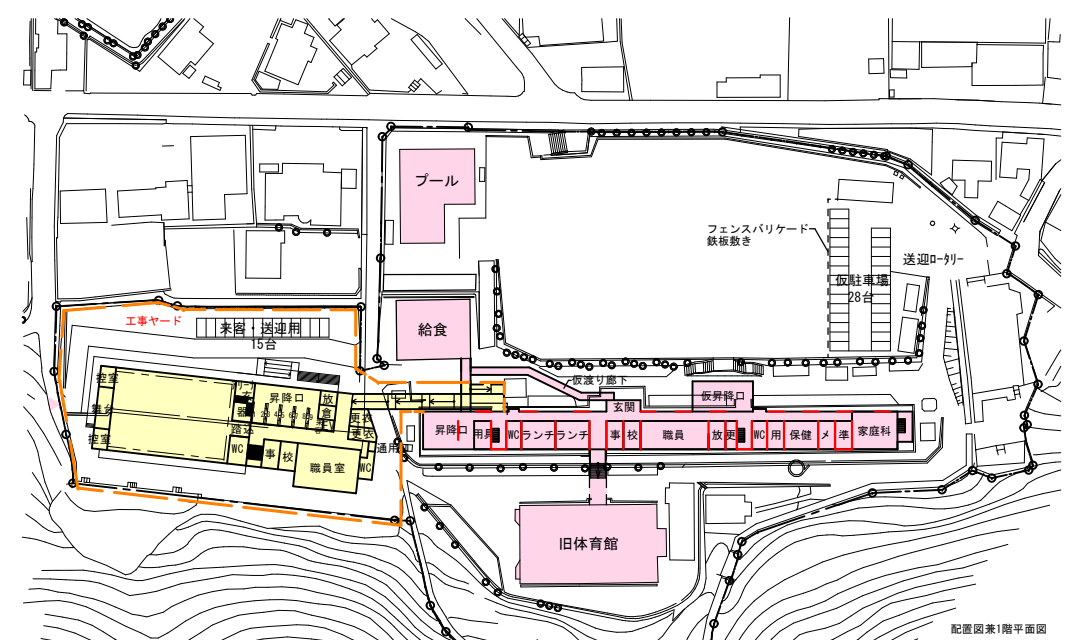
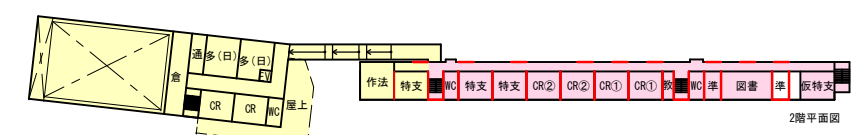
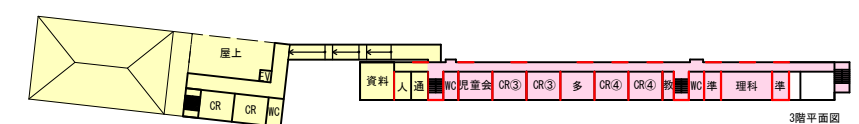
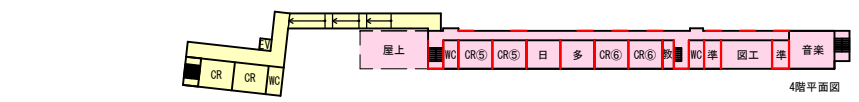
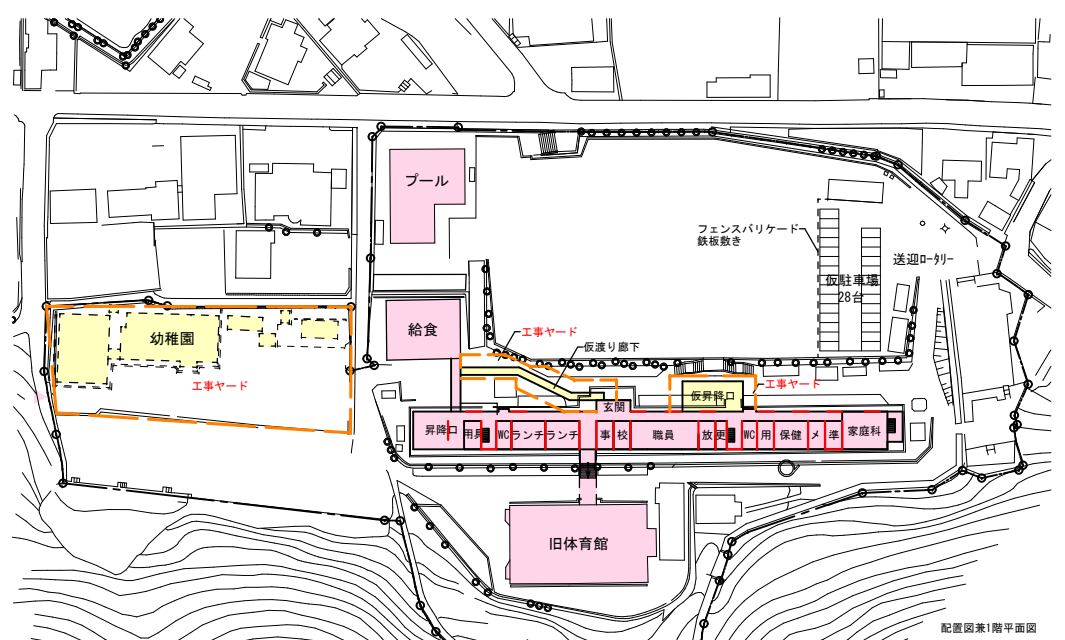
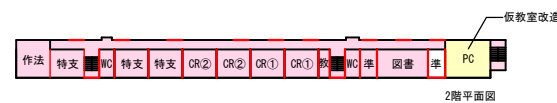
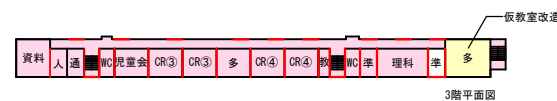
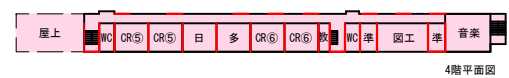
- 凡例
- 既存建物示す
 - 耐震壁(既存)
 - - 耐震壁(既存撤去)
 - 耐震壁(新設・代替新設)



凡例
 既存建物示す

I期 ステップ① 幼稚園解体
 仮教室改修
 仮設渡り廊下建設
 仮設昇降口建設
 仮駐車場整備

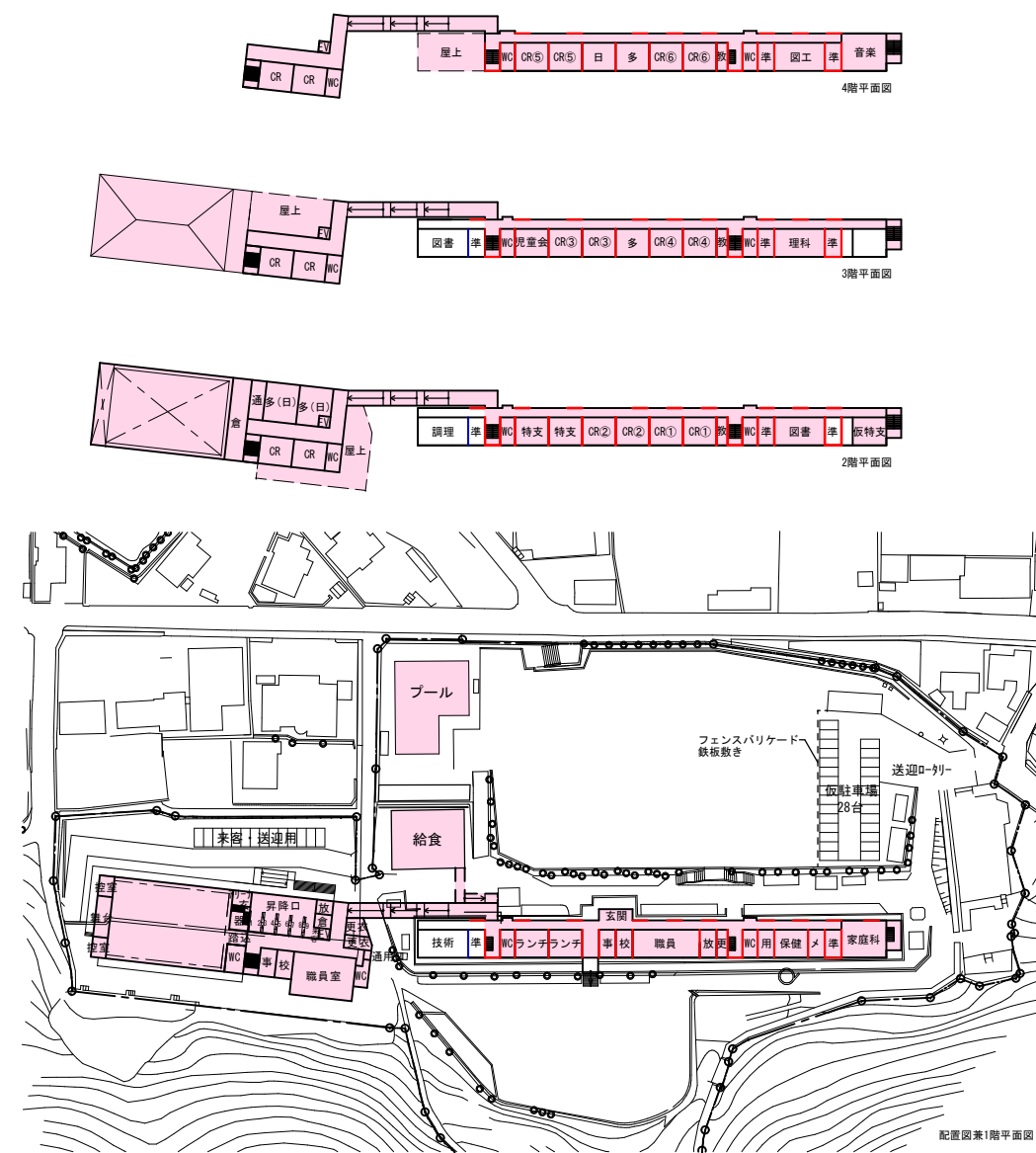
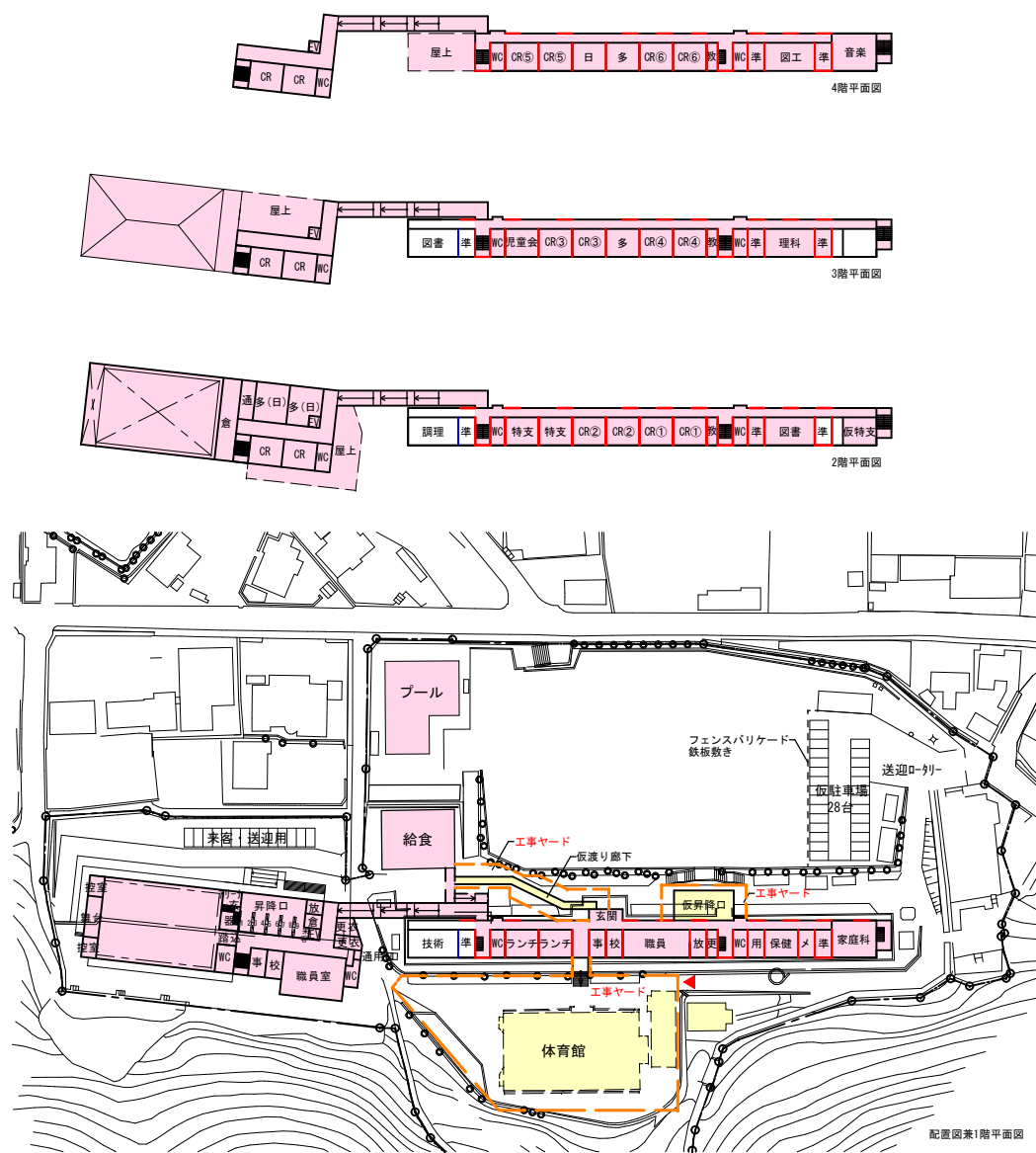
I期 ステップ② 増築棟建設
 既存校舎改修(一部)
 渡り廊下建設・改修



※敷地境界線等は想定

I期 ステップ③ 旧体育館・付属倉庫解体
仮設渡り廊下解体
仮設昇降口撤去

I期 完成



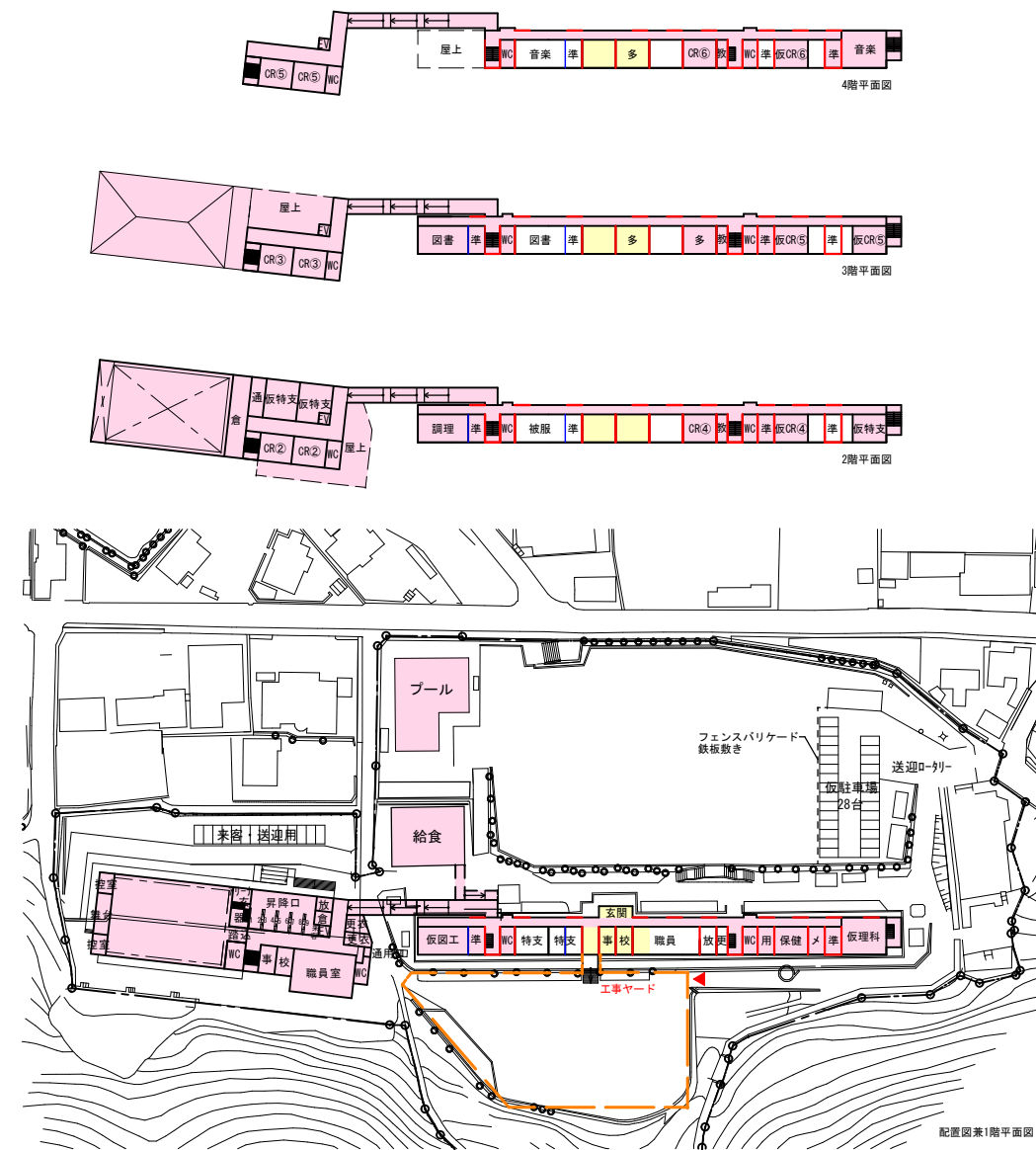
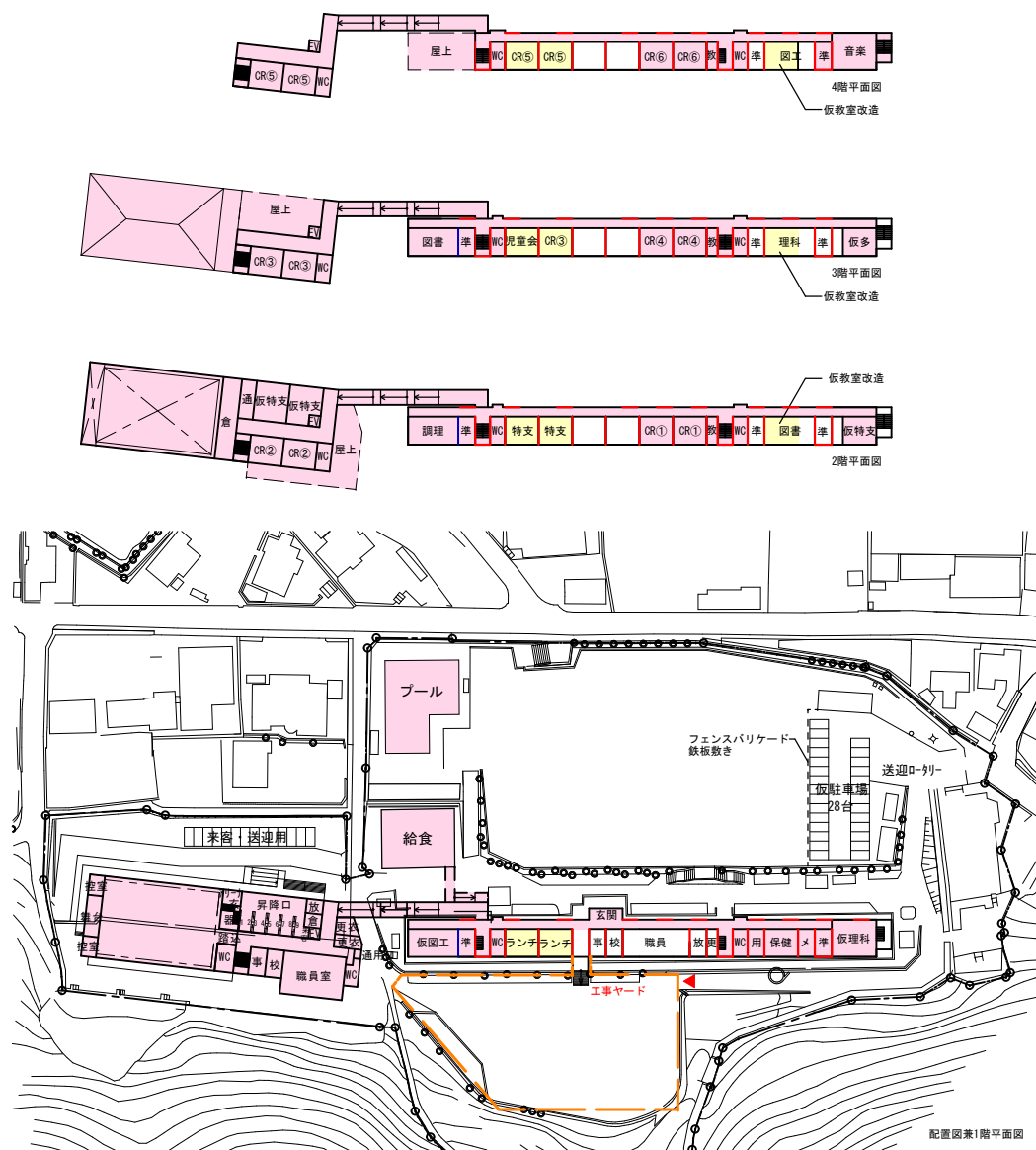
凡例

工事対象建物・工事範囲	工事出入口
使用中	仮囲い(成形鋼板H3.0)
空き教室等	既存耐震壁
	新設耐震壁

※敷地境界線等は想定

Ⅱ期 ステップ① 既存校舎改修(一部)

Ⅱ期 ステップ② 既存校舎改修(一部)



凡例

 工事対象建物・工事範囲	◀ 工事出入口
 使用中	 仮囲い(成形鋼板H3.0)
 空き教室等	 既存耐震壁
	 新設耐震壁

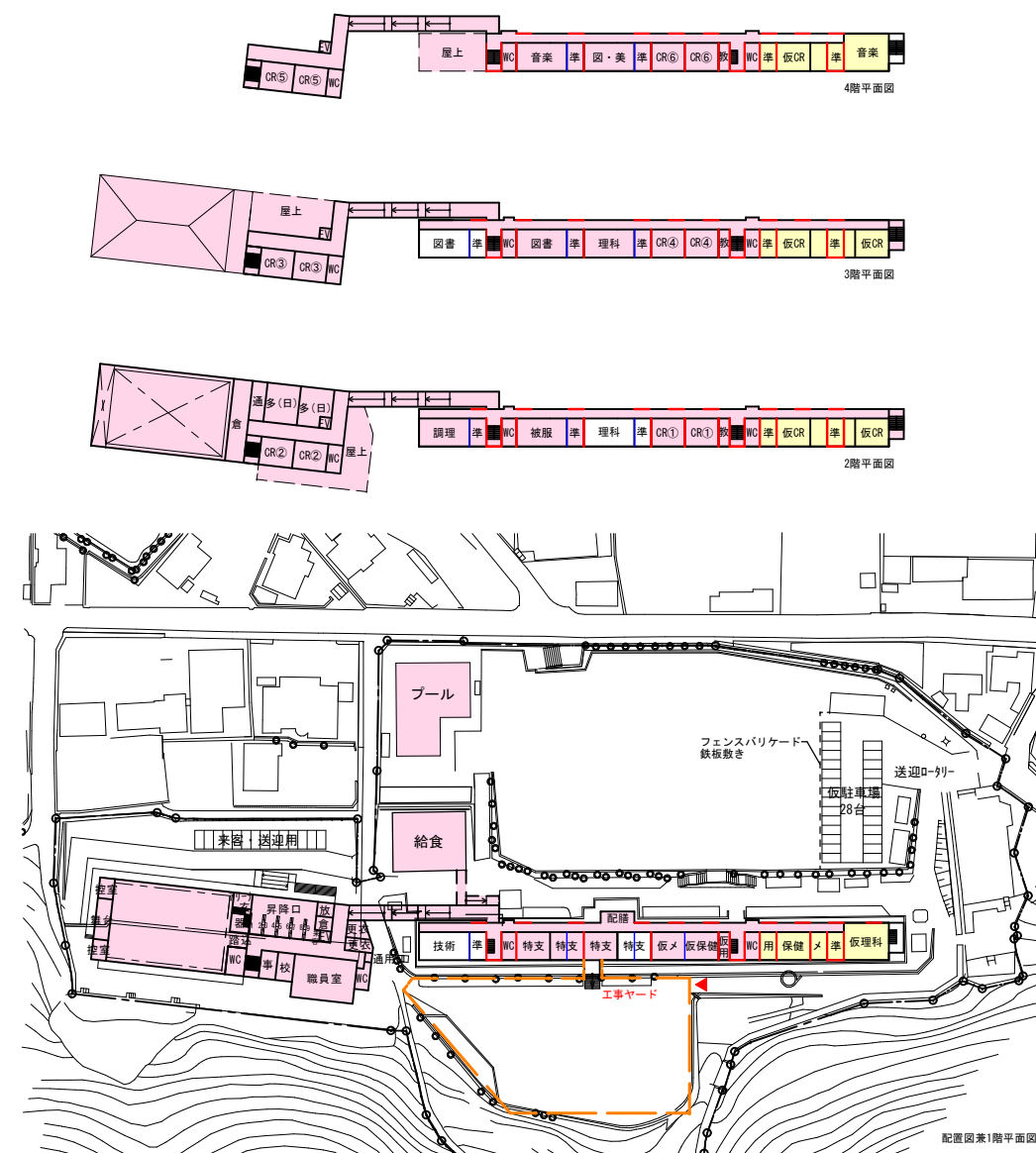
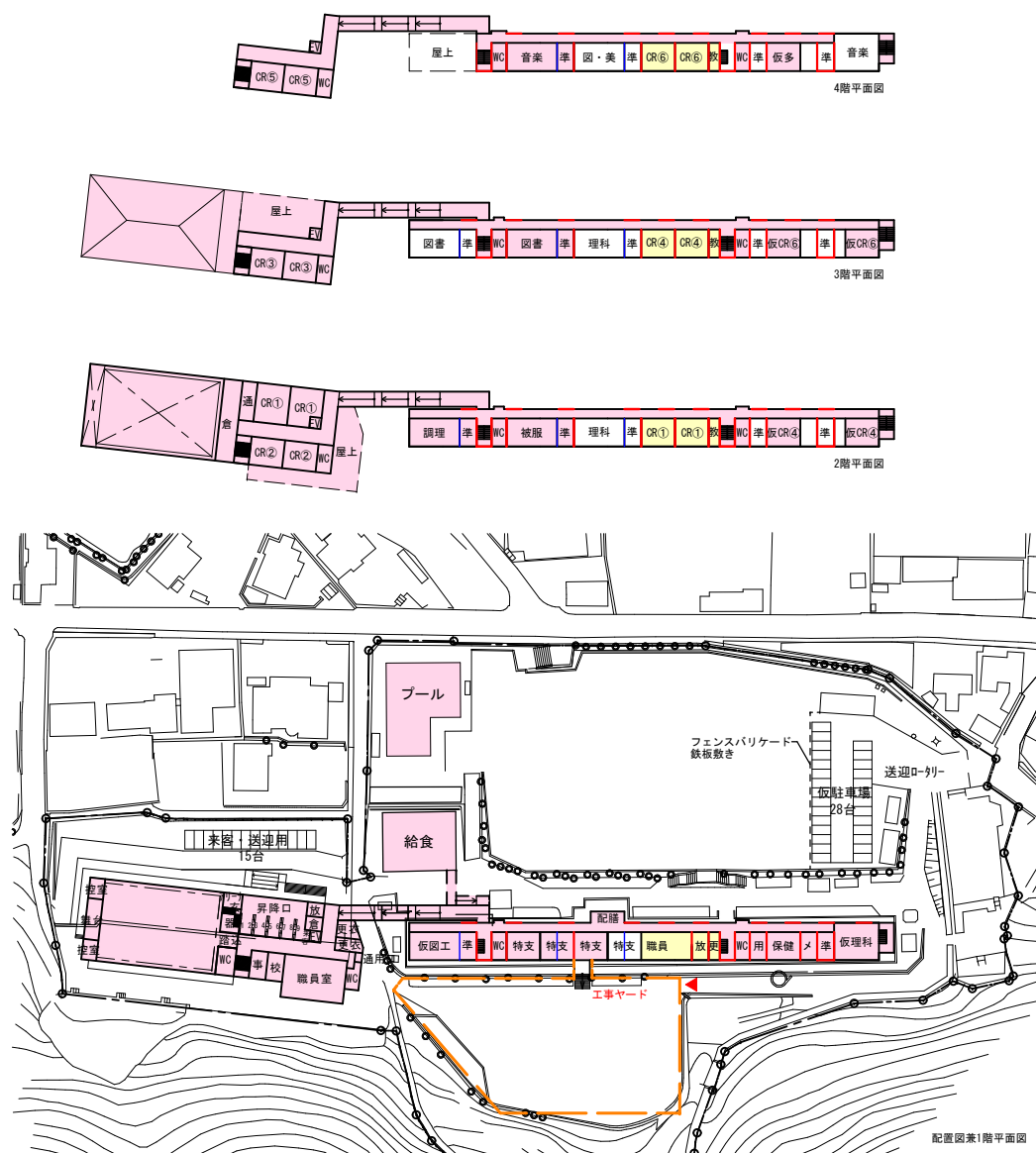
※敷地境界線等は想定

Ⅱ期 ステップ③ 既存校舎改修(一部)

Ⅱ期 ステップ④ 既存校舎改修(一部)

駐車場整備

仮駐車場解体

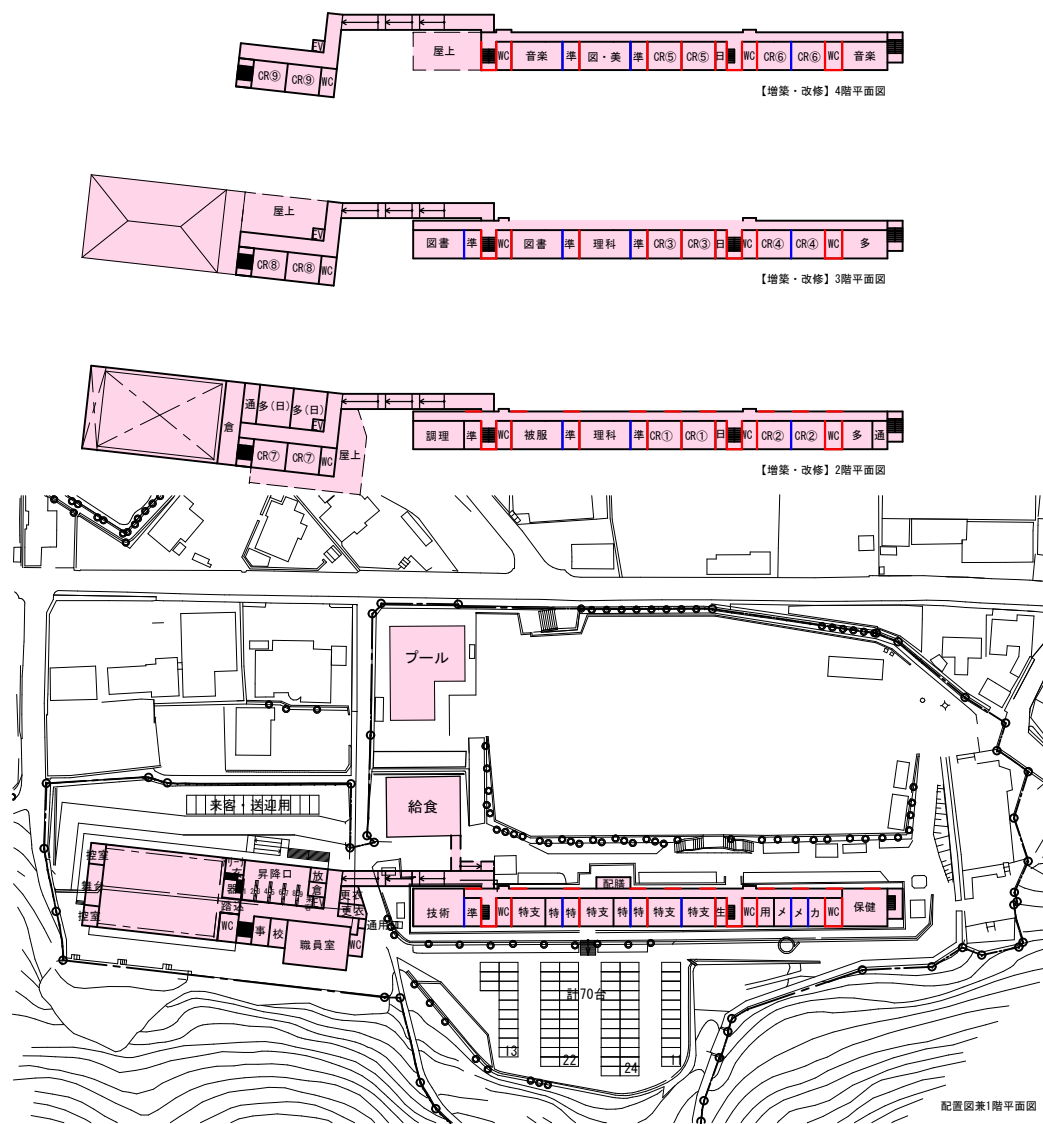


凡例

	工事対象建物・工事範囲		工事出入口
	使用中		仮囲い(成形鋼板H3.0)
	空き教室等		既存耐震壁
			新設耐震壁

※敷地境界線等は想定

Ⅱ期 完成



凡例

 工事対象建物・工事範囲	◀ 工事出入口
 使用中	--- 仮囲い(成形鋼板H3.0)
 空き教室等	--- 既存耐震壁
	--- 新設耐震壁

※敷地境界線等は想定

第6章 構造計画

1. 基本方針

- ・構造計画は用途に要求される機能を満足し、高さ、規模、形状等に適合した方式を採用する。
- ・姫路市公共建築物構造設計指針は分類Ⅱとする。
- ・本建物は学校施設のため、将来の室形状及び機能の変化に対し柔軟に対応が可能なよう、構造体の耐久性を高め、内部区画・仕上等の部分を構造体と分離する等、長期間有効に使用できる建物として計画する。

2. 建物概要

【共通事項】

- ・本建物は既存校舎棟、既存給食室等、管理諸室・後期課程普通教室を配置する増築校舎棟、増築体育館棟、増築渡り廊下棟の5棟からなり、各棟はエキスパンションジョイントにより分離した架構計画とする。

【増築校舎棟(渡り廊下含む)】

- ・規模は地上4階建て延べ面積約3,800㎡程度とする。
- ・構造種別は原則で鉄骨造とし、基本設計にて可変性、工事費、環境への影響等について比較検討し、総合的な判断により決定する。基礎種別は基本設計段階で地盤調査の上、構造上の安全性、工事費、環境への影響等について比較検討を行ない、決定する。

【既存校舎棟】

- ・既存校舎棟は地上4階建て延べ面積約5,044㎡で、昭和50年代の建物であり、段階的な増築が重ねられている。なお、耐震診断及び耐震改修工事は実施済みである。

3. 既存校舎の補強計画

- ・既存校舎は、建築計画上の理由から耐震壁を撤去する部分が生じる。基本設計において、耐震壁等撤去後の既設校舎について耐震診断を行い、所定の耐震性能を有する補強計画を立てる。(耐震性能 $I_s=0.72$ 以上とする。)

第7章 設備計画

1. 基本方針

- ・各設備は、児童の多様な学習活動や生活の中で、安全及び健康に支障を生じることのないよう安全性等を考慮して計画し、設計する。
- ・将来の学習内容・形態の変化や情報通信機器の導入及び機器の進展等、時代の変化に柔軟に対応できるように将来の更新、増設等を考慮した計画とする。
- ・設備機器・システムは環境負荷の低減に配慮するとともに、初期投資時に必要な費用、維持管理に必要な費用等を総合的に考慮した上で計画し、設計する。
- ・姫路市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（令和6年3月改定）に基づき、照明や空調等でエネルギー効率の高い設備を導入するとともに、建築物の断熱性を高めることによって増築部分においては「ZEB Ready」基準をめざす。
- ・設備及び設備配管の点検、修繕等の維持管理を容易にできるよう配慮した計画とする。
- ・設備方式の選定は、環境保全・安全性・機能性・経済性について、総合的に判断する。
- ・建築設備耐震設計・施工指針（最新版）に基づきダクト・配管等の耐震施工を行うとともに、設備機器の転倒防止・落下防止対策を行う。

2. 電気設備計画

【電力引込・受変電設備】

- ・電力引込は、既存構内柱を使用し、架空引込にて高圧電引込を行う。
- ・受変電設備は、電力を使用する教育機器などの種類や数量に応じた容量を確保し、洪水時などで冠水することのない位置に設置する。また、将来の電源増加が可能な計画とする。

【電灯設備】

- ・照明設備は、諸室の利用形態や利用時間、自然採光の採り入れ等を勘案し、必要な照度を確保するとともに高効率・長寿命なLED器具を採用する。
- ・照明器具は、主として汎用品を使用し、取替がしやすいようにする。
- ・各室の照度基準はJIS等の基準に準拠して決定する。
- ・安全性に配慮した位置に屋外照明を設置する。

【コンセント設備】

- ・100Vコンセントを適宜必要箇所に設置する。各室のコンセント数は多様な使い方をはじめ、清掃・保守管理及び電源が必要な什器備品の設置に十分配慮したものとする。

【幹線設備】

- ・低圧幹線は配管またはケーブルラックに敷設する。
- ・環境に配慮したエコマテリアル（EM）ケーブルを採用する。

【通信・情報設備】

- ・構内情報網通信設備は、高度情報化への対応に十分に配慮する。

【自動火災報知設備】

- ・火災報知設備は、子どもたちや教職員の安全性を確保するため、敷地内・構内に適切に配置する。
- ・各種設備機器の故障表示を行う警報盤を職員室に配置する。

【太陽光発電設備】

- ・増築校舎には太陽光発電設備を計画し、停電時には特定のコンセント等の利用できるように計画する。
- ・環境学習の一環として児童の目の触れやすい場所に発電電力量の表示パネルを設置する。

3. 機械設備計画

【空気調和・換気設備】

- ・下記表に示す対象室には空調設備を設置する。なお下記表に示される以外の、特別教室等は、将来的に空調設備を容易に整備できるように計画する。

校 舎	教室等	普通教室、特別支援教室、図書室(前期)(後期)、音楽室
	管理諸室等	職員室(職員休憩コーナー含む)、校長室、事務室、用務員室、保健室(前期)(後期)、カウンセリングルーム、通級教室、メンタルルーム(前期)(後期)
	屋内運動場	体育館(後述する理由から、既存設備の移設を検討すること)

- ・居室、トイレ、倉庫などは排気ファンなどによる第三種換気方式とし、廊下などから新鮮な空気を確保する。
- ・職員室において、全ての空気調和設備を一括管理できる機能を導入する。

【給排水衛生設備】

- ・本建物は4階建であるため、「給配水施設工事施行上の手引(2024年発行版 姫路市上下水道局)に基づき受水槽式を採用する。
- ・手洗いが必要な居室は、特別教室、校長室、職員室、職員休憩室、保健室、用務員室であり、そのうち給湯設備が必要な部屋は、特別教室(調理室)、保健室、用務員室とする。
- ・建物内は汚水・雑排水分流方式、建物外は汚水・雨水分流方式とし、既存公共桝に接続し排水する。
- ・衛生器具設備は衛生的で使いやすく、汚れにくい機器を採用する。
- ・手洗い器具には自動水栓を採用する。(洗面化粧台を除く)

4. 昇降機設備

- ・障害のある児童等の移動等に配慮し校舎の中央付近に設置する。

5. 既存棟の電気設備・機械設備計画

【共通】

- ・空調設備については令和元年に設置された経緯があることから、未設置箇所および室用途を変更する箇所のみ新設する。

【既存校舎】

- ・現在の基準に合わせた長寿命化改修を行う。
- ・照明のLED化が行われていない器具についてはLED照明器具に更新する。
- ・現在設置している太陽光発電設備は引き続き使用する。

【既存電気室】

- ・既存電気室は昭和50年代に設置以降、大きな更新もされていないことから、受変電設備の更新(建屋は継続利用)を検討するが、仕様上やスペース等の問題から既存電気室の利用が不可能の場合、建屋を含めた全更新を検討する。

【既存給食室】

- ・原則改修は行わない。

【既存体育館】

- ・既存体育館(前期後期共)の空調設備については、令和6年に設置された経緯があることから、今回移設して使用する。

第8章 透視図

1. 透視図



鳥瞰イメージ

第9章 基本設計への整理

1. 法規

基本・実施設計に向け、基本計画案で必要となる関係法規・申請を下記の表にて整理した。このほか、設計時には最新の計画に合わせ、最新の法令・条例に基づき、関係法規・申請を再度確認すること。ただし、Ⅰ期工事・Ⅱ期工事を一括で発注した時の条件とする。

令和7年12月現在

申請名称	法令・内容等	担当課・申請先	申請時期	備考
開発・造成など				
事業計画事前申請書	姫路市開発事業における手続及び基準等に関する条例	まちづくり指導課	【開発許可が不要】 計画通知申請の直前又は同時 【開発許可が必要】 計画通知申請の約半年前	開発許可の要不要判定
開発行為許可申請書	都市計画法他	同上	事前申請後下協議（30日程度）→事前協議申請から開発許可完了（120日程度）	事業計画事前申請書にて許可不要の場合は不要
建築基準法関係規定				
全体計画認定	建築基準法	建築指導課（防災・耐震担当）	計画通知と同時	指定確認機関による法的号確認で既存不適格内容があると確認できた場合 消防法についても併せて確認が必要
計画通知（確認申請）	建築基準法	建築指導課（審査・監察担当）		
特定施設整備（特別特定建築物建築）計画調書	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、兵庫県条例	同上	計画通知と同時	計画通知に添付
消防同意	消防法、市火災予防条例	消防局予防課	計画通知と同時	計画通知に添付
公共下水道処理区域確認申請書		上下水道サービス課（東館2階）	計画通知と同時	下水道処理区域内の確認印

その他関係法令				
指定確認機関による法適合確認		民間確認機関		基本設計に盛り込む
景観計画区域内の行為通知書	景観法	まちづくり指導課都市景観指導室	計画通知と同時	基準上は不要だが、デザイン事前協議の要否について、まちづくり指導課と要協議
建築物環境性能評価書(CASBEE)	兵庫県環境の保全と創造に関する条例	建築指導課(防災・耐震担当)	工事着手21日前まで	
適合判定通知書(省エネ)	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)	同上	計画通知が受付できる状況の前までに手続き完了すること	
建築物等緑化計画届	都市緑地法、兵庫県環境の保全と創造に関する条例	公園緑地課	計画通知と同時	
通知書(建設リサイクル法)	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	建築指導課(防災・耐震担当)	工事着手前	
一定の規模以上の土地の形質の変更	土壌汚染対策法	環境政策室	基本的に工事着手の30日前	3000㎡以上の土地の形質変更の場合(基本設計の中で確認要)